

来庁前には事前の電話  
連絡をお願いします

## 埼玉県旅行業者代理業新規登録申請書類一覧表

提出部数：各1部〔控1部は保存〕

No.	書類名	法	個人	備考
1	新規登録申請書（1）	○	○	登録申請手数料として、15,000円が必要となります。 （支払方法については申請先に確認すること） 申請者の住所は、『登記事項証明書（登記簿謄本）の「本店（所在地）」』 又は『住民票の「住所」』とすること
2	旅行業者登録簿（1）	○	○	新規登録申請書（1）と同じ内容を記載すること
3	新規登録申請書（2）	○	○	その他の営業所がある場合
4	旅行業者登録簿（2）	○	○	新規登録申請書（2）と同じ内容を記載すること
5	定款又は寄附行為	○		最新のものの「写」 「目的」は「旅行業者代理業」又は「旅行業法に基づく旅行業者代理業」 とすること
6	登記事項証明書（登記簿謄本） 又は法人番号提供書 ※法人番号を提供する場合には、 登記事項証明書を添付すること を要しない。	○		（登記事項証明書の場合） 申請日を含めて3か月以内に発行されたもの （法人番号を提供する場合） 法人番号提供書（参考様式）又はそれに準ずる書類であるか。
7	役員に関する書類	○		全役員の宣誓書（自署すること。ゴム印・スタンプ印等は不可）
	個人事業者に関する書類		○	① 住民票（申請日から3か月以内に発行） ② 宣誓書（自署すること。ゴム印・スタンプ印等は不可）
	役員等が旅行業法第6条に規定する登録拒否事項に該当しない旨を確認する書類			
8	旅行業務に係る事業の計画	○	○	
9	旅行業務に係る組織の概要	○	○	旅行業務を取扱う部局及び関連部局の組織図
10	旅行業務取扱管理者選任 一覧表	○	○	以下を添付すること ① 合格証又は認定証の「写」、② 履歴書、③ 宣誓書 ※ 個人事業者が取扱管理者である場合など、宣誓書が重複する 場合は省略可能 ④ 旅行業務取扱管理者定期研修修了証の「写」 ※ 5年ごとに研修を受講させていることを証する書類 ※ 直近5年以内に試験に合格した者は、提出不要
11	営業所の使用権を証する 書類	○	○	営業所の建物登記事項証明書（登記簿謄本）又は賃貸借契約書の「写」
12	旅行業者代理業業務委託 契約書	○	○	代理する旅行業者との契約書の「写」

（一覧表説明）

△：該当がある場合に提出が必要なもの

（類似商号の照会）

既存業者との類似商号を避けるため、事前に管轄の観光課又は地域振興センターにお問い合わせください